

国の債権に係る情報の公表

環境省（一般会計）

（単位：百万円）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

	令和4年度								令和5年度								令和6年度							
	管理対象債権額			消滅額					管理対象債権額			消滅額					管理対象債権額			消滅額				
	前年度 以前発 生未消 滅債権 分	本年度発生分		前年度以前発生 分	本年度発生分		うち 不納欠 損額		前年度 以前発 生未消 滅債権 分	本年度発生分		前年度以前発生 分	本年度発生分		うち 不納欠 損額		前年度 以前発 生未消 滅債権 分	本年度発生分		前年度以前発生 分	本年度発生分		うち 不納欠 損額	
合 計	4,443	1,425	3,017	3,803	907	0	2,896	-	6,639	2,145	4,493	5,370	1,117	-	4,252	-	18,295	1,294	17,001	16,489	47	-	16,441	-
備 考	返納金債権 2,304 物件使用料債権 1,132			返納金債権 2,012 物件使用料債権 931					返納金債権 3,279 物件使用料債権 1,046 物件入場料債権 781			返納金債権 3,270 物件使用料債権 1,012					独立行政法人納付金債権 13,257			独立行政法人納付金債権 13,257				

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

	令和4年度末現在額									令和5年度末現在額									令和6年度末現在額										
	一般分（徴収停止分を除く。）							徴収停止分		一般分（徴収停止分を除く。）							徴収停止分		一般分（徴収停止分を除く。）							徴収停止分			
	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計			本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計			本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計			本年度発生債権分	前年度以前発生債権分		
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額			履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額					
債権の種類																													
(部)雑収入	639	121	-	518	-	639	-	-	-	1,269	241	-	1,027	-	1,269	-	-	-	2,639	620	-	1,186	-	1,806	-	-	-	832	
（款）国有財産利用収入																													
（項）国有財産貸付収入																													
（目）物件使用料債権	201	121	-	79	-	201	-	-	-	34	4	-	30	-	34	-	-	-	29	0	-	28	-	29	-	-	-	-	
(款)諸収入																													
（項）弁償及返納金	438	-	-	438	-	438	-	-	-	1,183	186	-	997	-	1,183	-	-	-	2,559	568	-	1,157	-	1,777	-	-	-	832	
（目）費用弁償金債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	821	9	-	812	-	821	-	-	-	1,634	9	-	812	-	821	-	-	-	821	
（目）返納金債権	292	-	-	292	-	292	-	-	-	8	8	-	0	-	8	-	-	-	558	558	-	0	-	558	-	-	-	-	
（目）損害賠償金債権	145	-	-	145	-	145	-	-	-	353	168	-	184	-	353	-	-	-	356	0	-	345	-	345	-	-	-	11	
(項)雑入																													
（目）物件売払代債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
（目）延滞金債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	50	-	-	-	50	-	-	-	50	50	-	-	-	50	-	-	-	-	
合 計	639	121	-	518	-	639	-	-	-	1,269	241	-	1,027	-	1,269	-	-	-	2,639	620	-	1,186	-	1,806	-	-	-	832	

(付表)

令和4年度

不納欠損額の内訳

環境省所管
一般会計

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	1	0	1	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	1	0	1	0	損害賠償金債権 0
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和5年度

不納欠損額の内訳

環境省所管
一般会計

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	36	47	36	47	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	1	0	1	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	1	0	1	0	物件使用料債権 0
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和6年度

不納欠損額の内訳

環境省所管
一般会計

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

該当なし